

## 参考資料 8

### 新しい司法修習の内容等について

#### 1 新しい司法修習の構成

- 新しい司法修習においては、実践的、臨床的な法律実務家を養成するという観点から、幅広い法曹の活動に共通して必要とされる法的紛争の解決あるいは予防のための基本的なスキル（技法）とマインド（素養等）の養成に焦点を絞った教育を行う。
- 新しい司法修習は、実践的実地教育である実務修習を中核とし、これを補完する体系的実務教育である集合修習を有機的に連携させるため、分野別実務修習・総合型実務修習・集合修習を効果的に組み合わせる行う。
- 法科大学院において実務との架橋を意識した法理論教育が行われることを前提として、前記のような司法修習体制の整備を図ることにより、1年程度の期間でも効果的な司法修習を実施することが可能である。

#### 2 新しい実務修習

- 新しい実務修習は、分野別実務修習を中心とし、これに総合型実務修習を組み合わせる実施する。
- 分野別実務修習は、各実務庁会において、弁護士修習、検察修習、民事裁判修習、刑事裁判修習の4つの分野に分け、実際の事件処理の中で、現役の弁護士、検察官、裁判官による個別で実践的な指導を行う。
- 総合型実務修習は、各実務庁会において、司法修習生の志望や修習実績等を踏まえて、分野別実務修習を補完する修習、分野別実務修習では体験できなかった分野の修習などを、司法修習生が主体的に組み合わせる修習計画を立てて行う。